

日本と諸外国の防衛法制の比較研究

熊取谷 行
堀内 智治
Andrew Duff

はじめに

武力攻撃に至らない侵害に対し実効的に対処することは日本の安全保障上の大きな課題であり、平成 27 年 5 月の臨時閣議では、必要な取り組みを一層強化することとされ、その一環として、自衛隊による治安出動等の命令に係る手続きの迅速化について閣議決定された¹。また、武力攻撃に至らない侵害においては、自衛隊と警察機関等との連携強化を図るとともに²、日本に対する武力攻撃があった場合には日米両国が共同して対処する等、現在の安全保障環境を踏まえ、平時から有事までの各段階において切れ目のないあらゆる措置を講ずるとしている³。

しかしながら、自衛隊による対処行動の根拠となっている法制度は極めて複雑であり、運用実績もなく、その実効性は机上検討にとどまっている。またその複雑さのため、同盟国である米国を含め連携を図ろうとする諸外国からは理解が得られにくく、円滑な対処を図る上での課題となっている。

そのため、同盟国である米国をはじめ関係諸国の軍隊が対処行動を執る場合の根拠について確認し、自衛隊のそれと比較し理解を深めることは、法制度の違いに起因する様々な課題解決に資するばかりでなく、共同での行動をより実効的なものにするためにも重要である。

そこで本稿では、武力攻撃に至らない侵害行為への対応行動における、自衛隊と諸外国軍隊の法制度上の相違点について明らかにすることを目的とする。

そのためにまず、武力攻撃と判断する行為とそれに至らない侵害行為について、国際法、国家実行等から確認する。次に、武力攻撃に至らない侵

¹ 平 27.5.14 閣議決定「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処」「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案への対処」「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処」、https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/housei_seibi.html。

² 平 27.5.14、臨時閣議及び閣僚懇談会議事録・山谷国務大臣答弁。

³ 防衛省『令和元年度版防衛白書』305-308 頁。

害行為に対し自衛隊、米軍及び豪国防軍が対応行動を執る際の法的根拠について比較し、その相違点等について分析する。分析の結果を踏まえ、米・豪国以外の諸外国の防衛法制についても俯瞰する。そして調査・分析結果を踏まえた課題解決の方向性について考察する。

1 武力攻撃と判断する行為とそれに至らない侵害行為

(1) 武力攻撃と判断する行為

武力攻撃 (an armed attack) については、国連憲章第 51 条が自衛権行使の要件として規定し、また、国際司法裁判所 (以下「ICJ」という。) の 1986 年のニカラグア事件本案判決において「国連憲章第 51 条の規定する個別的及び集団的自衛権と同一の自衛権が国際慣習法上も同時に認められる」と判示されたように、国家による個別的又は集団的自衛権の行使の要件になる⁴。そのため、武力攻撃の定義、殊に閾値について国際法の観点で正確な認識を持つことは国際紛争を抑止し、備える上で極めて重要といえる。しかし、国連憲章では武力攻撃の定義に言及していないため、その他の国際条約、国際判例及び国家実行等を検討素材としてその実体にアプローチする。

北大西洋条約 6 条においては、武力攻撃を「NATO 加盟国領域、締約国の軍隊、船舶又は航空機への武力攻撃」と規定しており、武力攻撃が領域や軍隊等を指向した何らかの侵害行為であることは分かるが、やはりその程度や内容が明らかにされているわけではない。

ニカラグア事件 ICJ 本案判決では、「武力の行使」について「最も重大な形態の武力の行使 (武力攻撃)」と「より重大でない形態の武力の行使」に区別した。その区別の基準は「結果の重大性」と「国家の関与方法」とされ、エルサルバドルの反政府勢力へのニカラグアによる武器支援等は「内政干渉」であり、武力攻撃には該当しないとされている⁵。

その一方で、「最も重大な形態の武力の行使 (武力攻撃)」については、「正規軍の越境行為」だけでなく、1974 年の「侵略の定義に関する決議 (国連総会決議 3314 (XXIX))」第 3 条 (g) において示されている、「正規軍による侵略行為に相当する重大性を有する武力行為を他国に対して行う武

⁴ International Court of Justice, Case Concerning Military and Paramilitary Activities in and against, NICARAGUA, Report of Judgments, Judgment of 27 June 1986, pp. 102-103.

⁵ Ibid, pp. 103-104.

装部隊・集団、不正規兵若しくは傭兵の国家による若しくは国家のための派遣又はかかる行為への国家の実質的関与」が含まれるとしている⁶。

その他、武力攻撃の概念との関係で議論を呼んだ問題として、一定の行為や事態の「集積」が自衛権発動の対象としての武力攻撃と同一視し得る程度にまで至る場合があるとした「集積理論」の主張がある⁷。この理論が具体的に主張された事例が、2003 年の ICJ が下した「イラン油田（オイル・プラットフォーム）事件」判決であるが、米国の主張したイランによる一連の行為（米国艦船へのミサイル攻撃、触雷など）が集積して武力攻撃と同視し得るものになったという主張は退けられている⁸。

日本政府は、武力攻撃とは一般に「我が国に対する組織的計画的な武力の行使」であり、「武力の行使」とは基本的には「国家の物的・人的組織体による国際的な武力紛争の一環としての戦闘行為」とし、そして「戦闘行為」とは「国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し、物を破壊する行為」との認識を示している⁹。

他方、「武力攻撃が発生した時点」についての説明において「武力攻撃が始まったとき、すなわち、相手が武力攻撃に着手したときであり、現実に武力攻撃による被害が発生することは要さない」とし、「武力攻撃の着手」について「我が国を攻撃するということを明示し、攻撃のためのミサイルに燃料注入その他の準備を始めた場合」¹⁰、また「東京を火の海にしてやる、灰じんに帰してやる」といったような表明をして、かつ、弾道ミサイルに燃料注入を開始し又は起立させたという場合」という例を示している¹¹。

これら以外にも様々な国際条約、国際判例、国家実行等を俯瞰してみると、武力攻撃については、自衛権が行使されそれが合法的なものとして国際的に評価される明々白々な行為は存在する。その一方で、行為の主体が明確に国家と言えない状況や行為の水準（強度）が低下することによりその基準は曖昧になる。そのため、関連する国際法令や国家実行等を踏まえた上での状況に応じた認定の問題とならざるを得ないといえる。

⁶ United Nations General Assembly Resolution 3314 on the Definition of Aggression, December 14, 1974.

⁷ 植木俊哉「低水準（低強度）敵対行為と自衛権」『国際問題』No. 556、2006 年 11 月、29 頁。

⁸ 同上。

⁹ 平 14.5.24、金田誠一議員提出「戦争」「紛争」「武力の行使等」の違いに関する質問に対する答弁書。

¹⁰ 平 14.5.20、衆・事態対処特委・福田内閣官房長官答弁。

¹¹ 平 15.1.24、衆・予算委・石破防衛庁長官答弁。

したがって、本稿における武力攻撃の定義は、日本政府の見解を参考に、一国に対する組織的計画的な武力の行使とし、基本的には大規模なもの又は烈度が高い暴力行為であり、現実には被害が生じることは要さず、最終的には認定の問題となるとの認識の下に以後の論を展開する。

(2) 武力攻撃に至らない侵害行為

武力攻撃の判断が個別の状況に応じて認定されるべき問題であれば、それに至らない侵害もまた、定型的、類型的に定義するのは困難である。ただし、「小規模地上部隊、軍艦、軍用機の領域侵入」、「公海上の軍艦に対する散発暴力行為」、「小規模な暴力行為の累積又は応酬」、「警察機関による高烈度の行為」、「武力攻撃以外の法益侵害」などは、武力攻撃に満たない侵害行為になり得るとする学説がみられる¹²。

国家実行の例を挙げれば、1967 年 10 月、エジプトはイスラエル軍艦エイラートがエジプトの領海内を高速航行していたことに対し、自衛措置としてミサイル攻撃を実施した。この事案にある「軍艦の領海内高速航行」という行為が武力攻撃として合法であるとすれば、領海線外側至近での高速航行や領海内での低速であるが無害ではない外国軍艦の航行は武力攻撃に至らない、まさしくその直前の侵害行為となり得る行為であろう。

2 武力攻撃に至らない侵害行為への対応行動における自衛隊、米軍及び豪国防軍の法的根拠の比較

前節で述べたとおり、武力攻撃が発生した場合は全ての国に国連憲章第 51 条を根拠とした個別的又は集団的自衛権の行使が認められ、我が国においても武力攻撃事態又は存立危機事態を認定することで自衛隊法第 76 条に基づき自衛隊に防衛出動が発令され、武力攻撃の発生を認定すれば自衛権を発動するという認識に立っている。

では、武力攻撃に至らない侵害行為に対して自衛隊及び諸外国軍隊はどのような法的根拠の下に行動するのであろうか。本節では、自衛隊及び日本と密接な関係にある米軍並びに豪国防軍が行動する場合の法的根拠を、部隊行動、武器使用権限、指揮権限及び国会等の関与の観点で比較検証する。

¹² 村瀬信也『自衛権の現代的展開』東信堂、2007 年、259 頁；真山全「自衛権の行使と武力紛争法の適用」『国際問題』No. 556、2006 年 11 月、35 頁。

なお、検証に際しては、法制度の対象とする武力攻撃に至らない侵害事態の具体例については一般的に定義することが困難であることを踏まえ、日本政府が想定している事態を参考に、表 1 に示すシナリオを設定した¹³。

表 1 武力攻撃に至らない侵害行為に関する想定

- | |
|---|
| <p>①青国と赤国がともに領有権を主張する島（A 島）が存在し、青国が A 島を実行支配している。警察機関は付近海域及び A 島に存在しない。</p> <p>② A 島の接続水域外において、青国及び赤国の艦艇それぞれ 1 隻が警戒監視を実施中、赤国艦艇が突如高速で A 島に向けて進出を開始。</p> <p>③青国艦艇は国際 VHF 等により警告するものの赤国艦艇は威嚇的行動をとりつつ領海に入域し、領海内で遊弋。</p> <p>④その後、所属不明の漁船が A 島に接岸し、不審な集団が上陸。</p> <p>⑤上陸した不審集団の状況確認のため青国軍部隊が上陸したところ、同不審集団は小火器の他、小型ロケット弾等の武器で武装していることが判明。</p> <p>⑥青国上陸部隊により上陸集団の排除を試みたところ武器による攻撃を受け、青国部隊に負傷者が発生。</p> <p>⑦A 島に赤国国旗が掲揚され、赤国政府は上陸した集団が赤国軍所属であることを発表するとともに A 島の領有を宣言。</p> |
|---|

（出所）平 27.5.14 閣議決定を基に筆者作成。

（1）自衛隊による行動の法的根拠（シナリオ上の青国を日本とした場合）

まず行動に関して、自衛隊が平素実施している警戒監視は、防衛省設置法 4 条 1 項 18 号（所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと）を根拠にしている。その後、シナリオの事態に応じ自衛隊法（以下「隊法」という。）82 条（海上警備行動）、隊法 79 条の 2（治安出動下令前に行う情報収集）、隊法 79 条（治安出動待機命令）、隊法 78 条（命令による治安出動）、隊法 77 条（防衛出動待機命令）、隊法 76 条（防衛出動）による対応が考えられる¹⁴。

武器使用権限については、事態にかかわらず常時認められている隊法 95 条（自衛隊の武器等の防護のための武器使用）に基づく権限のほか、命ぜられる行動命令に付随する権限で対応する。

国会の関与については、海上警備行動及び治安出動下令前に行う情報収集の発令においては、それぞれ隊法 79 条の 2 及び 82 条の規定から防衛大臣が命令権者であり、国会の承認は要さないが、閣議決定を経た上での内

¹³ 平 27.5.14 閣議決定。脚注 1 参照。

¹⁴ 日本の防衛法制を説明する目的で、シナリオに沿う形で便宜的に法を適用させたものであり、実際の運用と一致するとは限らない。

閣総理大臣の承認が必要である。命令による治安出動は、隊法 78 条の規定により命令権者が内閣総理大臣であり、閣議決定を経て出動を命じた日から 20 日以内に国会に付議して、その承認を求めるとされている。防衛出動の発令は、隊法 76 条の規定により命令権者が内閣総理大臣であり、原則として国会の承認を得る必要があるが、特に緊急の必要がある場合には、出動を命じた後直ちに国会の承認を求めるとされている。

指揮権については、憲法 72 条及び内閣法 6 条に基づく行政各部指揮監督権とともに、隊法 7 条に内閣総理大臣が自衛隊の最高指揮官であることが規定されている。図 1 は、以上の対応とその法的根拠をまとめたものである。

図 1 自衛隊による行動の法的根拠 (イメージ)

| | |
|------------|--|
| 問題 | <p>赤国艦艇の高速航行</p> <p>武器の作動 通信による威嚇 領海入域</p> <p>不審集団による島上陸</p> <p>青国部隊への小規模攻撃・傷者発生</p> <p>赤国軍の活発な活動</p> <p>島根右の宣言</p> |
| 行動 (例) と根拠 | <p>警戒監視・情報収集 根拠: 設置法第4条第1項</p> <p>海上における警備行動 根拠: 隊法82条</p> <p>情報収集 根拠: 隊法79条の2 (治安出動下令前に行う情報収集)</p> <p>武装集団の排除のための行動 根拠: 隊法78条 (命令による治安出動)</p> <p>防衛出動のための準備行動 根拠: 隊法77条 (防衛出動待機命令)</p> <p>防衛出動 根拠: 隊法76条</p> |
| 武器使用権限と根拠 | <p>自衛隊の武器等防護 根拠: 隊法95条</p> <p>海上における警備行動時の武器の使用 警察官職務執行法第7条の準用 根拠: 隊法93条</p> <p>海上保安庁法第20条第2項の準用 根拠: 隊法 93条</p> <p>治安出動下令前に行う情報収集の際の武器の使用 根拠: 隊法92条の5</p> <p>治安出動時の武器の使用 警職法7条準用 根拠: 隊法93条</p> <p>警職法の危害許容要件に不らぬ武器使用 根拠: 隊法90条</p> <p>必要な武力の行使 根拠: 隊法88条</p> |
| 国会等関与 | <p>総理大臣承認 要閣議(事後連絡可)</p> <p>総理大臣承認 要閣議(事後連絡可) 20日以内の国会承認</p> <p>国会承認(緊急時は事後承認可) 要閣議</p> |
| 指揮 | <p>内閣総理大臣(行政各部指揮監督権 最高指揮監督権)(根拠: 憲法72条、自衛隊法7条、内閣法6条)</p> |

(出所) 関係法規を元に筆者作成。

(2) 米軍による行動の法的根拠 (シナリオ上の青国を米国とした場合)

米軍には自衛隊のように部隊行動を規定する法規定は存在しない。軍は常時国防のために必要な行動をとる組織であり、行動の根拠を挙げるとすれば、合衆国憲法 2 条 2 節 1 項にある大統領が軍の最高指揮官であること

を示す規定を根拠とした大統領の命令で行動する¹⁵。シナリオの事態に当てはめれば、米軍は最高指揮官である大統領の命令を受け、国防のための必要な行動を執ることとなる。また、1973 年制定の「戦争権限法」において、合衆国、準州、属領又は軍隊が攻撃され国家非常事態である場合には、大統領が最高指揮官として合衆国軍隊を投入する権限があることが確認されており、同法律もシナリオの事態における対応根拠の一つといえる¹⁶。

米軍の武器使用権限については、自衛隊法のような国内法規定はなく、国際法と ROE (Rules of Engagement) に基づき武器を使用する。ROE とは一般的に、一定の政治目的を実現及び自衛権を行使するために軍隊を使用するに際して国家等が軍に課す行動規則であり、軍を政治に従わせるための一手段とされている¹⁷。

議会関与については、まず、憲法 1 条 8 節 11 項に連邦議会が戦争を宣言する権限を有していることが規定されているが、奇襲対処のための軍の使用は議会の宣戦を待たずとも大統領の判断で可能と解されている¹⁸。また、戦争権限法において、「大統領が合衆国軍隊を敵対行為又は敵対行為が切迫した状況に投入した場合、48 時間以内に両院議会に報告し、60 日以内に規定の条件を満たさない場合、軍隊の使用を終結しなければならない」とされているが¹⁹、シナリオのような領域に対する侵害事態であれば、議会の関与なく最高指揮官の判断で対処できるといえよう。

指揮については、前述の憲法における大統領の最高指揮官条項とともに、合衆国法典 10 編 (U.S.Code Title 10) において、指揮権は大統領から国

¹⁵ 合衆国憲法 2 条 2 節 1 項「大統領は、合衆国の陸軍及び海軍並びに現に合衆国の軍務に就くために召集された各州の民兵団の最高司令官である。」
<https://americancenterjapan.com/aboutusa/laws/2566/>。

¹⁶ 戦争権限法では、敵対行為又は敵対行為に巻き込まれる切迫したおそれが明白な事態への大統領による軍の出動を法律で承認することを規定しており、1991 年の湾岸戦争、2001 年の米国同時多発テロ事件等の例がある。詳細は以下を参照。河島太郎『米国・フランス・ドイツ各国憲法の軍関係規定及び緊急事態条項』国立国会図書館調査及び立法考査局、2019 年 11 月、7-8 頁。

¹⁷ 橋本靖明、合田正利「ルール・オブ・エンゲージメント (ROE) —その意義と役割—」『防衛研究所紀要』第 7 巻第 2・3 合併号、2005 年 3 月、3 頁。

¹⁸ Richard F. Grimmer, “The War Powers Resolution: After Thirty-Eight Years,” *CRS Report for Congress*, September 2012, p. 1.
https://www.everycrsreport.com/files/20120905_R42699_fc202046fb360e3be6ee6442ca4d0198c808672d.pdf。

¹⁹ United States Code, Title 50 - WAR AND NATIONAL DEFENSE, CHAPTER 33 - WAR POWERS RESOLUTION,
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2009-title50/html/USCODE-2009-title50-chap33.htm>。

防長官、戦闘群司令官の順になることが明確に規定されている²⁰。図 2 は、以上の対応とその法的根拠をまとめたものである。

図 2 米軍による行動の法的根拠 (イメージ)

| | |
|-----------|--|
| 経路 | 赤国艦艇の高速航行 → 武器の作動 通信による威嚇 領海入域 → 不審集団による島上陸 → 青国部隊への小規模攻撃・傷者発生 → 赤国軍の活発な活動 → 風潮の宣言 |
| 行動(制)と根拠 | 国防のための必要な行動 (根拠: 大統領の命令 (根拠: 合衆国憲法憲法第 2 条 第 2 節第 1 項)) |
| 武器使用権限と根拠 | 任務遂行に必要な武器の使用 (根拠: 国際法(国連憲章第 51 条等)及びROEに基づく武器の使用(武力の行使)) |
| 国会等関与 | 大統領が軍最高指揮官として、合衆国軍隊を敵対行為又は敵対行為が切迫した状況に投入した場合、48 時間以内に両院議会に報告し、60 日以内に規定の条件を満たさない場合、軍隊の使用を終結しなければならない。(根拠: War Powers Resolution, 1973) |
| 指揮 | 大統領は陸軍、海軍並びに各州の民兵団の最高指揮司令官(根拠: 合衆国憲法 2-2-1) ・大統領 → 国防長官 → 戦闘群司令官(CCMD)(根拠: U.S.CODE 10-162) |

(出所) 関係法規を元に筆者作成。

(3) 豪軍による行動の法的根拠 (シナリオ上の青国を豪国とした場合)

豪国防軍は、オーストラリア憲法 51 条 6 項の「(連邦議会は) 連邦及び州の軍事防衛と連邦法を執行し維持するための戦力の統制 (に関する法律を制定する)」という記述から、連邦及び各州の防衛のための組織であることが読み取れる²¹。しかし、豪国防軍には自衛隊のように行動を規定する法規定は存在しない。豪国防軍は、憲法 68 条に規定される、国防軍の最高指揮官である総督(女王の名代)の命令で行動する²²。ただし、実際には行政執行権とともに内閣総理大臣が軍の最高指揮権を行使することが慣習として成立している²³。よって、シナリオの事態であれば、豪国防軍は最高指揮官

²⁰ United States Code, Title 10-ARMED-FORCES 162,
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2018-title10/html/USCODE-2018-title10.htm>.

²¹ Commonwealth of Australia Constitution Act(The Constitution), Article 51, The Parliament shall, subject to this Constitution, have power¹² to make laws for the peace, order, and good government of the Commonwealth with respect to: (iv) “the naval and military defence of the Commonwealth and of the several States, and the control of the forces to execute and maintain the laws of the Commonwealth.” <https://www.legislation.gov.au/Details/C2013Q00005>.

²² Ibid, Article 68 “The command in chief of the naval and military forces of the Commonwealth is vested in the Governor-General as the Queen’s representative”.

²³ 福嶋輝彦「第 3 章オーストラリア」山中倫太郎編『軍隊の活動に関する国内法的規律の形態に関する比較調査—憲法および法律の規律を中心とした欧米 7 ヵ国調査—グローバルセキュリティ調査報告第 3 号』防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティセンター、2018 年、50-51 頁。

である内閣総理大臣の命令を受け、国防のための必要な行動を執ることとなる。

武器使用権限についても国内法規定はなく、国際法と ROE (Rules of Engagement) に基づき武器を使用する²⁴。

議会関与については、前述の憲法 51 条 6 項の規定はあるが、国防法等の憲法以外の法律に軍の行動に関与する規定は存在しない。

指揮については、前述したとおり、女王の名代たる総督が最高指揮官であるが、慣習によって内閣総理大臣が行使する。以下、国防法 8 条及び 9 条に基づき、大臣を通じて国防軍司令官に命ずる²⁵。

他方、総督には、憲法に規定のない「予備権限」又は「特権」と呼ばれる権限があるとされている。歴史上同権限が軍の指揮に関し行使されたことはないものの、国家の非常時にはそれを行使することにより迅速な対処が可能になると考えられる²⁶。

図 3 は、以上の対応とその法的根拠をまとめたものである。

図 3 豪軍による行動の法的根拠 (イメージ)

| | | |
|----------------------------|---|---|
| 時間 | → | |
| 武力攻撃にさらされない傍行者の例 (表1のシナリオ) | 赤国艦艇の高速航行 | 武器の作動 通信による威嚇 領海入域 不審集団による島上陸 青国部隊への小規模攻撃・傷者発生 赤国軍の活発な活動 高領有の宣言 |
| 行動(例)と根拠 | 国防のための必要な行動 (根拠:軍事防衛のための軍隊(憲法51条6項)、内閣総理大臣からの命令) | |
| 武器使用権限と根拠 | 任務遂行に必要な武器の使用 (根拠:国際法(国連憲章第51条等)及びROEに基づく武器の使用(武力の行使)) | |
| 国会等関与 | 軍の行動に議会等が関与する法令はない。 | |
| 指揮 | 法規上 | 総督(憲法68条) ⇒ 大臣(国防法8条) ⇒ 国防軍司令官(国防法9条) |
| | 実際 | 内閣総理大臣(慣習) ⇒ 国防大臣(国防法8条) ⇒ 国防軍司令官(国防法9条) |

(出所) 関係法規を元に筆者作成。

²⁴ 本稿共著者の勤務を通じた経験に基づく。

²⁵ 国防法 8 条は「The minister」(大臣)との記載であり、主管を明らかにしていないが、慣習として国防大臣となっている。Defence Act 1903 (Compilation No. 69), <https://www.legislation.gov.au/Details/C2017C00330>。

²⁶ The reserve powers of the Governor-General (総督の予備権限(特権))については以下のオーストラリア政府の見解を参照。

<https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22library%2Fprspub%2Ffiar30%22>。

(4) 法的根拠の相違

自衛隊と米・豪軍の行動等における法的根拠の相違をまとめると表 2 のとおりとなる。すなわち、行動に関しては、自衛隊には国の防衛を任務とすることは米・豪軍と同じであっても、行動とその開始を規定する国内法が存在するのに対し、米・豪軍には国内法は存在せず、権限のある指揮官の命令で行動する。武器使用権限については、自衛隊は、武器等防護のための武器使用を除き、法律に基づく行動の発令に対応して権限が付与されるのに対し、米・豪軍には、権限を規定する国内法は存在せず、国際法と ROE で規定される。最高指揮権については、自衛隊は法律である自衛隊法で規定されているのに対し、米・豪軍は憲法で規定されている。国会の関与については、自衛隊は国の防衛のための行動を命ずるに際し、法規定として閣議や国会の承認を要するのに対し、米・豪軍は閣議や国会承認のような合議を必要とする法規定はない。

表 2 自衛隊と米・豪軍の行動等における法的根拠の相違

| | 日本 自衛隊 | 米・豪 軍隊 |
|--------|--|--|
| 行 動 | ・ 行動を規定する国内法が存在する。 | ・ 軍の行動を規定する国内法は存在しない。 ・ 最高指揮官の命令で行動 |
| 武器使用権限 | ・ 行動に応じて国内法で規定 ・ 武器等防護のための権限は常時付与が可能 | ・ 権限を規定する国内法は存在しない。 ・ 国際法及び ROE で規定 |
| 最高指揮権 | 法律に規定 | 憲法に規定 |
| 議会の関与 | ・ 防衛出動に関しては承認を得る (事後承認は可能、閣議は必要) ・ 治安出動等において閣議が必要 | (防衛時において) 法規上は必要としない。 |

(出所) 筆者作成。

(5) 法的根拠の相違に対する考察

行動や権限が法律で規定される自衛隊と規定されない米・豪軍という相違の理由には、組織としての位置付けの違い、すなわち、行政機関と軍隊という違いがあり、両者では組織を動かすメカニズムが根本的に異なるということが考えられる。

日本は、憲法において軍隊を保持しないこととするとともに三権分立主義をとっており²⁷、行政は日本国憲法を源泉として全て法律に基づき執行されなければならないという「法治主義」の原理を採用している²⁸。そして、自衛隊は国際法上「軍隊」としての取り扱いを受けるとされる一方、国家

²⁷ 宮崎清文『警察官のための行政法講義』立花書房、1994年、9-10頁。

²⁸ 同上、15-16頁。

行政組織法 3 条 2 項及び防衛省設置法に基づき設置された行政機関であり²⁹、自衛隊による行為は、行政作用の一部として法律に基づき執行される必要がある。

他方、一般的に軍隊はどのような位置付けの組織といえるのであろうか。近代国家の最も基本的役割は「防衛」「警察」「司法」と言われている³⁰。中でも防衛と警察は実力行使を伴う点で共通しているが、「防衛」は国家が外国からの侵略に対し自らの安全を守るために実力を行使する作用として「防衛高権」と呼ばれ、専ら国際法に規律される³¹。

防衛高権の行使は伝統的な君主制の下では君主によって行われ、軍隊はその手段として用いられた。その軍隊は言わば武装した人の集団であり、君主の道具として厳格な規律と統帥に服し、命令のままに行動し、その作用は国際法によって規律された³²。

現代民主主義国では、統治権の主体は君主ではなく国家となったため、軍隊も国家のものとなり、軍隊の組織としての根拠や役割並びに統帥権者（最高指揮権限を持つ者）は憲法に規定され、行為は政治の統制に服する組織となった。

しかしながら、自衛隊が明確な行政機関として位置付けられているのとは対称的に、軍隊はその伝統的な成り立ちを踏襲し純粋な行政機関とは異なる組織としての位置付けとなっている。そのため軍隊に行政の基本原則は該当せず、行動と権限の行使において法による規定は必ずしも必要とされていない。実際に米・豪国には軍隊の行動や権限を規定する国内法は見当たらず、憲法で規定する最高指揮官の命令（統帥）と国際法に基づき、ROE という手法を用いて軍隊を行動させコントロールするというメカニズムが実態として存在している。

図 4 は自衛隊と軍隊の位置付けの違いをイメージ化したものである。

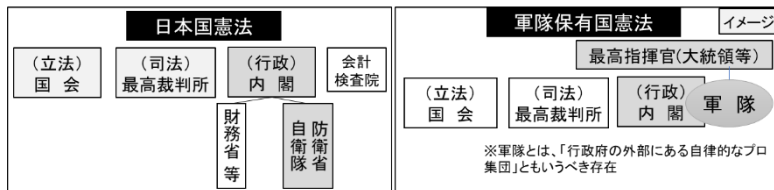
²⁹ 国家行政組織法 3 条 2 項「行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。」、防衛省設置法 2 条 1 項「国家行政組織法 3 条 2 項の規定に基づいて、防衛省を設置する。」

³⁰ 安田寛『防衛法概論』オリエント書房、1979 年、1-8 頁。

³¹ 同上。警察は国内の治安の維持のために国内の人民に対して命令し、必要に応じて実力を行使する作用を言い「警察高権」と言われ、主として国内法に規律される。

³² 同上。

図 4 自衛隊と軍隊の位置付けの違い（イメージ）



（出所）筆者作成。

3 諸外国の軍隊の行動等を規定する法制度について

前節では、米・豪軍においてはその行動や権限を規定する憲法以外の国内法は存在せず、憲法で規定された軍の地位、役割、最高指揮官の権限を根拠に、法律ではなく命令で行動するというメカニズムを示した。

しかしそれは、米・豪以外の国の軍隊にも該当し、言わば世界各国の軍隊の行動の根拠形態として標準と言えるのであろうか。そうであれば、国際法と憲法だけでなく、憲法以外の国内法により行動や権限が規定されるという点において、世界では日本の自衛隊のみが特別ということになる。

これを明らかにするには、世界各国の国内法を隈なく確認することが最も確実な方法であるものの非効率であり現実的でない。しかし、軍隊の行動や権限が自衛隊のように国内法で規定されているとするならば、当該国憲法における軍隊の地位や役割、最高指揮権、議会（国会）と軍の行動との関係に関する憲法上の規定に何らかの特異な点がある、もしくは憲法以外の軍隊に関する主要な国内法に直接的に明記されていることが考えられる。

そのため本稿においては、令和 2 年 10 月時点において日本政府が国家として承認する 196 カ国に北朝鮮を加えた世界 197 カ国の憲法及び軍隊に関する憲法以外の国内法を中心にその有無を確認することとする³³。

（1）憲法上の規定

197 カ国の憲法を確認した結果、軍隊を保有する国家は 171 カ国であり、そのうち 170 カ国が軍隊の地位、役割、任務等を示す規定を憲法に明示又

³³ 「世界と日本のデータを見る（世界の国の数、国連加盟国数、日本の大使館数など）」外務省、2020 年 3 月、<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/world.html>。

は示唆する規定を置いている³⁴。唯一、中米の島嶼国家である「セントクリストファー・ネイビス」のみ軍隊の存在及び任務を憲法ではなく国防法において規定している³⁵。ただし、同国国防法には自衛隊法のような行動又は武器使用権限を示す規定は見当たらない。同国は英連邦国家であり、実態として軍隊の行動や指揮に対する位置付けはイギリスと同様であると推察される。

軍隊の最高指揮官に関する規定については、171 カ国のうち 163 カ国が軍隊の最高指揮官を憲法に規定しており、セントクリストファー・ネイビスを含む中米の島嶼国 6 カ国とマルタ及びパプアニューギニアを含めた 8 カ国は、国防法等の憲法以外の国内法により最高指揮官を規定している。しかし、自衛隊法のように軍隊の行動や権限に関する規定は見当たらない。

軍隊の行動に対する議会等の関与に関する規定については、171 カ国のうち 88 カ国の憲法において、戦争宣言には国会の承認を要する等、軍の行動に影響すると思われる規定が認められる。しかし、そのうち 85 カ国は、自国に対する差し迫った脅威等のような緊急時には、議会等の関与なく最高指揮官が対応できるように、戒厳令等を含む何らかの他の規定が憲法に規定されている。一方、イタリア、スロバキア、ドイツの 3 カ国は、国家防衛のために軍を行動させる場合においても議会等が関与する記載となっていたことから以下細部を確認した。(憲法上の規定に関する調査結果の一部は、別表 1 を参照³⁶。)

ア スロバキア

スロバキア憲法 86 条に議会の権限として「攻撃された場合、又は国際条約で決められた侵略に対する共同防衛としての戦争宣言、海外派兵への同意」と規定しており、攻撃された場合でもその防衛に議会の同意が必要であると読むことができる。一方、スロバキアは「非常事態時等の国家安全保障に関する憲法」という他の国内法において、攻撃の恐れのあるときは、大統領が政府からの提案を受け宣戦布告することができる規定を設けている。

³⁴ ギニア共和国以外の 196 カ国については、インターネットサイト「CONST-ITUTE」(<https://www.constituteproject.org/?lang=en>)に掲載されている英訳された憲法を参照。ギニア共和国については、法律サイト「DigiThèque de matériaux juridiques et politiques」(<https://mjp.univperp.fr/constit/gn2010.htm>) 掲載の情報を参照。
³⁵ Saint Christopher And Nevis Defence Force Act, http://www.oas.org/es/sla/dlc/mesicic/docs/mesicic5_skn_defenceforceact_annex15.pdf.

³⁶ 197 カ国全ての調査結果については、以下の URL を参照。
<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review.html> (ホームページに本論掲載後)。

イ イタリア

イタリアは憲法 78 条において「両議院は、戦争状態を議決し、及び政府に必要な権能を付与する」と規定しており、かつ、憲法 11 条で侵略戦争を否認しているため³⁷、78 条に示す「戦争状態」とは、自衛のための戦争を示していると解釈できる。すなわち、自衛のための行動であっても、軍に行動のための権能を付与するのは議会であると読むことができる。

しかしながらイタリアは、1991 年の湾岸戦争及び 1999 年コソボ紛争へ介入しているが、その際イタリア政府は、いずれも戦争には該当しないとの判断の下に介入しており³⁸、実態として、自国防衛のための事態であれば、議会の議決なく大統領の判断で軍隊を行動させ得ると考えられる³⁹。

ウ ドイツ

ドイツにおける憲法に相当する法は「ドイツ連邦共和国基本法」(以下「基本法」という。)であり、基本法 87a 条 1 項には、防衛のために軍隊を設置すること、また同条 2 項には、軍隊は防衛のために出動する場合のほかは、この基本法が明文で許している限度においてのみ、出動させることができることが規定されている。特に同条 2 項に関連した重要な解釈として、1994 年 7 月のドイツ軍が NATO 加盟国として国連活動に参加することに関する訴訟における連邦憲法裁判所の判決において「議会の開戦同意とは別に、軍隊の出動には個々の出動に関する事前の議会の同意が必要」とされ、すべての軍隊の出動に議会の「建設的同意 (単独過半数)」が必要であることが示されている⁴⁰。これは、日本の自衛隊が防衛出動の発令に際し、原則として議会の事前同意を必要とすることと同様と捉えることもできる。しかし基本法 115 条 4 項には、「連邦領域が武力によって攻撃され、管轄の連邦機関が、即時に防衛上の緊急事態を確定できないときは、確定は行われたものとみなされる」という、いわゆる「みなし規定」があり、防衛

³⁷ イタリア共和国憲法 11 条「イタリアは、他の人民の自由の侵害の手段及び国際紛争の解決の方法としての戦争を否認し、他国と平等な条件において諸国民の間の平和及び正義を保障する制度に必要な主権の制限に同意し、そのような目的のための国際組織を促進し、及び支援する。」

³⁸ 山岡規雄「イタリア共和国憲法と緊急事態」『レファレンス』802 号、2017 年 11 月、56 頁。

³⁹ イタリアの武力行使の範囲については種々の学説がある。詳細は以下を参照。山岡規雄「イタリア共和国憲法 11 条 (戦争否認条項) をめぐる議論」『レファレンス』765 号、2014 年 10 月。

⁴⁰ 松浦一夫『ドイツ基本法と安全保障の再定義』成文堂、1998 年、104-112、150-157 頁。

上の緊急事態においては議会の同意なく対応が可能といえる⁴¹。また、最高指揮権については、基本法 65a 条に「軍の最高指揮権 (命令指揮権) は、連邦防衛大臣が保持する」との規定があるが、115b 条には「軍の最高指揮権は、有事 (防衛事態: 連邦領域が武力で攻撃され、又はそのような攻撃が差し迫っている場合)⁴²には、連邦首相に移行する」との規定があり、移行の手続きは議会の承認を得て大統領が交付するとされている。

このようにドイツ軍は、全ての出動に議会の同意を必要とし、防衛事態において最高指揮官が変わるという特徴を有する一方、「みなし規定」により、防衛上の緊急事態に限り、円滑な軍の行動を担保する法的基盤が存在しているといえる。

なお、ドイツ軍の武器使用権限については国内法による規定はなく、米同等と同様、国際法と ROE に基づき武器を使用する⁴³。

(2) 軍隊法等における規定

軍隊に関連する国内法令については、日本でも自衛隊法だけでなく防衛省設置法や武力攻撃・存立危機事態法等各種存在するように、国によりその種類も数も異なる。しかし本調査においては、各国が軍隊の行動や権限を規定しているとすれば、オーストラリアの国防法のような各国の軍隊について規定する主たる法律 (以下「軍隊法等」と言う。) に何らかの手掛かりがあるものと考え、可能な限り多数の国家の軍隊法等を確認することとした⁴⁴。

結果として、85 カ国の軍隊法等を確認したところ、主として軍隊の構成、指揮系統、規律、国家の軍事防衛以外の任務 (災害派遣、平和維持活動等) 等が規定されているものの、行動や権限を規定している国は見当たらず、唯一スウェーデンにのみ特徴的な法規定がみられた⁴⁵。

⁴¹ 同上、227-228 頁。

⁴² 山中倫太郎「第 5 章ドイツ」山中倫太郎編『軍隊の活動に関する国内法的規律の形態に関する比較調査—憲法および法律の規律を中心とした欧米 7 カ国調査—グローバルセキュリティ調査報告第 3 号』防衛大学校先端学術推進機構グローバルセキュリティセンター、2018 年、91-92 頁。

⁴³ ROE については、次を参照。

山田洋一郎「国際平和活動: いくつかの国際法的論点」『外務省調査月報』2010 年度 NO.3、2011 年 1 月、42 頁。

⁴⁴ 軍隊法等の調査には主としてインターネットを活用し、参照元については別表 2 に記載した。

⁴⁵ 85 カ国全ての調査結果については、以下の URL を参照されたい。

<https://www.mod.go.jp/msdf/navcol/SSG/review.html> (ホームページに本論掲載後)。

スウェーデンは、冷戦期にソビエト潜水艦によるスウェーデン領海への潜没状態での侵入が生起したことなどを受け、平時における武力の使用について「平時及び中立時等におけるスウェーデン領域の侵害の際のスウェーデン国防軍の措置に関する法令」(1982 年)で規定している⁴⁶。例えば同法 13 条には「外国公船が敵対的な意図を示す状況で、スウェーデン領海を超えた場合、軍隊は事前の警告なしに使用されなければならない」と規定されている。ただしこれは、武力攻撃に至る前の事態においても国際法に則って軍が対処できるように法律でも規定しているものであり、日本のように軍の行動及び武器使用権限を規定するものではないといえる。(軍隊法等に関する調査結果の一部は別表 2 を参照。)

以上 197 カ国の憲法及び 85 カ国の軍隊法等を確認した結果から言えることは、日本の自衛隊のようにその行動と権限が国内法で規定されている他国の軍隊は管見の限り見当たらないということである。自衛隊は、その部隊規模から世界でも有数の実力組織であり、他国軍隊と同様に国家防衛という役割を有しているものの、その行動と権限の行使のメカニズムにおいては、実態として世界で唯一の特殊性を有する組織と言えるであろう。

4 切れ目のない対処及び共同国との円滑な連携に向けて

自衛隊の行動及び権限は国際法だけでなく国内法によって詳細にわたって規定されている。そして行動の根拠となる法律が変わる際に生じる切れ目は状況によっては軍事的合理性を欠き、戦いにおける弱点となり得るものである。平成 27 年の閣議決定により、当該切れ目の幅は小さくなったといえるが⁴⁷、それは消えたわけではなく、実効性も確認できていないという課題も残っている。

本調査によって確認した世界における自衛隊のみの特殊性を考慮すれば、法整備により自衛隊の位置付けを変更することは、課題の解決のための方向性の一つであろう。一例として、憲法上に国防のための組織を規定することで自衛隊を行政機関の位置付けから国防を担う組織としての位置付けへ変更する⁴⁸、国家緊急時にタイムリーに対応するため憲法に最高指揮官

⁴⁶ Regulation of The Armed Forces “Intervention In Violation Of Swedish Territory In Peace And Neutrality, etc,” <https://www.global-regulation.com/>.

⁴⁷ 脚注 1。

⁴⁸ 奥平穰治「軍の行動に関する法規の規定のあり方」『防衛研究所紀要』第 10 巻第 2 号、2007 年 12 月、94-96 頁。

に関する規定を設けることで責任ある者に適切な権限を付与する⁴⁹、主権侵害と認められる事態において国際法で認められる権限と同等又はそれに準ずる行動がとれるように治安出動及び海上警備行動で武力攻撃に至らない侵害行為への対応を可能とするよう権限を拡大する⁵⁰、といった主張が現になされている。実効性の観点からいえば、治安出動等の発令の迅速化が決定されたのと同様に、防衛出動の発令についても検討されれば、より切れ目のない対応を可能にし得ると考えられる。

他方、法整備が必ずしも課題解決につながるとは限らない。武力攻撃に至らない事態にシームレスに対応するには、運用の実効性向上がより重要であろう。それには蓋然性のあるシナリオに基づき、諸外国軍隊と同等レベルで切れ目なくタイムリーな対応ができるようになるまで、法令発令を含む訓練を継続することや、平素の警戒監視・情報収集を徹底することにより奇襲を防止し、権限のある指揮官の事態認識と行動命令発令のための時間を確保することが考えられる。ただし、奇襲はされる側が予期しないものであるからこそ奇襲なのであり、それを完全に防止することは困難と言わざるを得ない。また、権限のある指揮官と現場部隊との間の報告・命令等の伝達に支障をきたす通信途絶等のリスクを考慮すれば、一定の範囲・制約の下での現場への権限の委譲は必要であろう。

もう一つの課題として、日本の防衛法制度の特殊性のため、米国をはじめとした共同国の理解が得られにくく、円滑な連携を図る上での障害となっている点がある。本調査の結果からすれば、武力攻撃に至らない事態への対処に対する法制度という考え方を採用しているのは世界で唯一日本のみであり、諸外国においては、そのような制度や考え方が基本的には存在しないため、理解が得られにくいのは自明と言える。

したがって、共同する国と円滑な連携を図るためには、我々が日本の防衛法制度の特殊性を諸外国に対して丁寧に説明するのは勿論のこと、その前提として諸外国の軍隊の制度について十分理解しておくことが重要である。

⁴⁹ 井川宏他『新しい憲法における国軍の最高指揮権についての考察』一般財団法人ディフェンス・リサーチ・センター、2015年3月、10頁。

⁵⁰ 吉田真「平時からの防衛作用について－国際法に基づく法整備－」『IPP 分析レポート』No. 20、2017年4月、6-7頁。

おわりに

本稿では、武力攻撃に至らない侵害行為への対応において、日本と諸外国の法制度上の相違点を明らかにすることを目的とし、世界各国の憲法と軍隊法等を俯瞰した。その結果、行政機関である自衛隊と軍隊という組織の位置付けの相違から、実態として、国内法によってその行動や権限を規定している軍隊は見当たらなかったことを踏まえ、国防を担う実力組織の中では、世界で唯一自衛隊のみが特殊であることを明らかにした。

本研究を実施するにあたり、その初期において共同研究者である豪軍人に「豪国防軍の行動及び武器使用権限に係る法制度を教えてほしい」と訊ねたものの、相互理解がなかなか進展しなかった。それは、行動や権限を規定する法条文はもちろんのこと、行動や権限を法律で規定するという考え方自体が、豪国防軍を含む軍隊には存在しないことが原因であったことが理解できた。

国家に対する侵害行為に対して、国際法に則り適時適切かつ合理的に対応することは重要である。その際、軍事的合理性の観点からすれば、諸外国の軍隊は行動や権限に係る法規定がないため自衛隊よりも合理的な行動をとれる基盤があるといえる。

他方、平和と安定を維持することとは、武力攻撃事態に至らせないこと、すなわち武力攻撃に至らない事態に如何に適切に対処し、事態をエスカレーションさせないということでもあり、そこでは事態対処への慎重さも同時に求められよう。その観点からすれば、国内法令により行動と権限が規定される自衛隊が他国軍隊と比して劣っていると単純に評価すべきではないともいえる。

重要なのは優劣を語るのではなく、まずは行動や権限の根拠に対する自衛隊の特殊性と他国軍隊のそれとの違いについて十分に理解した上で、同盟国である米国をはじめ、他の友好国軍隊との共同に臨むことである。

別表 1 憲法上の規定に関する調査結果 (一部)

| 番号 | 国 | 軍隊規定 | 最高指揮権規定 | 国会等の関与 | 備考 |
|----|-----------------|------------|---|--|--|
| 1 | アメリカ | △ 2 条 | ○ 2 条 大統領 | △ セクション 8 議会による戦争宣言 | |
| 2 | オーストラリア | ○ 51 条 | ○ 68 条 総督 (慣習として首相) | × | |
| 3 | スロバキア | △ 102 条 | ○ 102 条 大統領 政府の動議により、軍の動員、戦争状態の宣言、戒厳令の宣言が可能 | ○ 86 条 攻撃された場合の戦争宣言、海外派兵への同意は国会の権限 | |
| 4 | イタリア | ○ 52 条 | ○ 87 条 大統領 | ○ 78 条 議会による戦争状態の宣言、必要な権限を政府に付与 | 52 条 国家防衛は国民の義務 87 条 大統領は議会が合意したとおりに宣戦布告 |
| 5 | ドイツ | ○ 87a 条 | ○ 65 条 平時は連邦防衛大臣 115b 条 戦時連邦総理大臣 | △ 全ての軍隊の出動に建設的同意が必要 (1994 年 7 月連邦憲法裁判所判決) | 115a 条 連邦領域が武力によって攻撃され、管轄の連邦機関が、即時に防衛上の緊急事態 (武力によって攻撃された事態及び直前に差し迫っている事態) を確定できないときは、確定は行われたものとみなされる |
| 6 | セントクリストファー・ネイビス | × | × | × | 19 条 戦争の可能性がある場合、総督による緊急事態宣言 1997 年再軍備 (国防法で細部規定) (英連邦国家) |

記号の意味

(1) 軍隊規定

- ：軍隊の設置、任務について、条項を設けて明確に規定
- △：他の条項から、軍隊の設置が解釈可能
- ×

(2) 最高指揮権規定

- ：軍隊の最高指揮官を憲法において明確に規定
- △：軍隊の最高指揮官の任命権を規定
- ×

(3) 国会等の関与

- ：軍隊の行動、出動に関し、国会等が関与し、自衛のために必要な行動にも影響する (又は影響すると予想される) 規定を設けている。
- △：軍隊の行動、出動に関し、国会等が関与する規定を設けているが、他の規定 (戒厳令、非常事態宣言、その他例外規定等) により、自衛のために必要な行動には影響しない (と思われる)。
- ×

(出所) インターネットサイトを元に筆者作成。

別表 2 軍隊法等に関する調査結果 (一部)

| 番号 | 国 | 法規名 | 概要 | 調査元 |
|----|-----------------|---|---|---|
| 1 | アメリカ | 戦争権限法 (War Power Resolution) | 戦争宣言、国家非常事態に関して、大統領と議会の責任と権限を規定 | https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title50/chapter33&edition=prelim |
| | | 合衆国法典第 10 章 (U.S.Code Title10) | 合衆国法典のうち、アメリカ軍に関する一般的な事項について規定 | https://uscode.house.gov/browse/prelim@title10&edition=prelim |
| 2 | オーストラリア | 防衛法 1903 (Defence act 1903) | 指揮、管理、構成、年金、採用、地位等について規定 | https://www.legislation.gov.au/Details/C2018C00323 |
| 3 | スウェーデン | スウェーデン軍のための命令付きの規制 (Regulation With Instruction For The Swedish Armed Forces) | スウェーデン軍の任務、機関等に関する規定 | https://www.global-regulation.com/ |
| | | 平時と中立時におけるスウェーデン領土の侵害に対する軍隊の介入などの規制 (Regulation Of The Armed Forces ' Intervention In Violation Of Swedish Territory In Peace And Neutrality, Etc.) | 平時等におけるスウェーデン領土の侵害に対する軍隊の介入に関する規則 | |
| 4 | セントクリストファー・ネイビス | セントクリストファー・ネイビス防衛軍法 (Saint Christopher And Nevis Defence Force Act) | 国防軍の義務、組織、指揮権、人事、懲戒、雇用、予備役、軍法会議等に関する規定 | http://www.oas.org/es/sla/dlc/mesicic/docs/mesicic5_skn_defenceforceact_annex15.pdf |
| 5 | イタリア | 軍令コード (Code of Military Order 2010) | 軍の組織、国防省、軍法会議、陸、海、空軍等に関する規定 | https://www.gazzettaufficiale.it/atto/serie_generale/caricaDettaglioAtto/originario?atto.dataPubblicazioneGazzetta=2010-05-08&atto.codiceRedazionale=010G0089 |
| 6 | スロバキア | 戦時、戦争状態、緊急事態、危機状態における憲法 (Constitutional Act No. 227/2002 Coll. on State Security at the Time of War, State of War, State of Emergency, and State of Crisis) | 宣戦布告、戦争状態、非常事態宣言、基本的権利と自由の制限の条件と範囲、及び危機状態時の責任の範囲を規定 | https://www.mosr.sk/acts-under-the-competence-of-the-ministry-of-defence-of-the-slovak-republic/ |

(出所) インターネットサイトを元に筆者作成。